# 法律家講座

公開無料·予約不要

高田馬場校

18:30 $\sim$ 20:30

(弁護士、「みどり共同法律事務所」パートナー)

## 講師プロフィール



1949年 静岡県生まれ

1972年 東京女子大学文理学部社会 学科卒業、一橋大学法学部 聴講生になる

1977年 司法試験合格

1978年 第32期司法修習生

1980年 東京弁護士会登録、代々木

総合法律事務所所属

2000年 みどり共同法律事務所設立 パートナー

ある日突然、わが子が配偶者に拉致され、行方さえ分からない。行方が 分かっている場合でも、会うことができない。ありふれた離婚事件なのに、 「子の拉致事件」になっている。これが、北朝鮮ではなく、日本の現実である。

このような理不尽な目に会わせられて、善良な親は、うつ病になり、自殺 する者もいる。苦悩煩悶する親を見ると、どのような理由があれ、夫婦の 一方が他方の「親としての存在」を否定・抹殺するなんて、このうえない暴 虐・迫害で「不法行為」というほかない。ところが、司法の世界では、これが 通じない。配偶者に対する親権侵害とも、親権の濫用とも看做されないか ら、自力救済する以外に、拉致された子を取り戻すことも、会うこともでき ない。それなのに、自力救済すれば、略取誘拐罪で弾圧される。

一方、子を置き去りにした妻が、居所を秘匿したまま「監護者指定・子の 引渡し」の審判・保全処分を求めると、それが認容され、子の引渡しの強制 執行が行われる。その強制執行は、「未成年者目録」に特定された「家畜」 「モノ」の「捕獲」「拉致」である。そして、執行不能になると、「最後の手段」 と称して人身保護請求がされ、「拘束者」たる親は、勾引、勾留の脅しにさ らされる。

離婚後の「単独親権」制は、親権喪失事由がないのに、裁判官が片方の 親から親権を剥奪できるということ。これ自体、不正義というしかない が、離婚成立前は共同親権なのだから、さらに酷いことである。そして、こ のような司法の暴虐は、法を運用する法曹のモラルハザードによってもた らされた。「悪貨は良貨を駆逐する」のである。

# (講演会会場) 至 早稲田 FIビル 3~5階-芳林堂書店 1階---みずほ銀行 神 ルノアール ドラッグストア ロータリー セガミ 早駅中間 西武新宿線 高田馬場駅 JR山手線

会場は当日の教室割りで ご確認ください

# 高田馬場校

〒169-0075

東京都新宿区高田馬場2-16-6 宇田川ビル4F

TEL. 03-3204-0117

http://www.itojuku.co.jp/

法律資格·公務員